

設備投資を決断するチャンスです!

～新たな優遇税制のご紹介～

「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設し、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図ることを目的に「生産性向上設備投資促進税制」が始まりました。今、注目の制度について近畿経済産業局の担当者にポイント等を解説していただきました。

大注目! 3つの特徴

「生産性向上設備投資促進税制」には、これまでの設備投資にない大きな特色が3つあります。

【point1】 対象者の範囲が広い!

- 青色申告する法人・個人事業主であればどなたでもご利用いただけます。
- 業種・業態・企業規模による制限はありません。
- 製造業者だけでなく、建設業、流通業から医療機関、農業者まで、個人事業者から大企業に至るまで幅広くご利用いただけます!

【point2】 対象設備の範囲が広い!

- 一定の要件を満たせば、機械装置をはじめ工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェアまで広範な設備類が税制の対象となります。
- 特に「建物」本体も税制措置対象になる点に注目です!

【point3】 税制措置が手厚い!

- 対象となる設備に与えられる税制優遇措置は、「即時償却または税額控除5% (建物・構築物は3%) の選択」という手厚い内容となっています。
- 中小企業投資促進税制※との併用で税額控除は最大10%にUP!
- 条件を満たせば建物の取得価格全額を取得年度に償却することも可能です!

※「中小企業投資促進税制」

個人事業主、資本金1億円以下の法人の方々については、今でも中小企業投資促進税制が措置されています。この税制は、新品の機械などを購入した場合などに、
 ・30%の特別償却(個人事業主、資本金1億円以下法人)
 ・7%の税額控除(個人事業主、資本金3千万円以下法人のみ)を選択し、優遇措置が受けられるものです。

適用期間

産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備

税制措置内容

平成26年1月20日～平成28年3月31日
 即時償却または税額控除5% (建物・構築物は3%) の選択制

平成28年4月1日～平成29年3月31日
 特別償却50% (建物・構築物は25%) または
 税額控除4% (建物・構築物は2%) の選択制

※税額控除における税額控除額は、当期法人税額の20%が上限となります。

対象設備 次の何れかに該当するもの

A類型「先端設備」

「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち以下の要件を満たすもの。

- **最新モデル要件**
各メーカーの中で一定期間内に販売が開始されたもので最も新しいモデル
- **生産性控除要件**
最新モデルの一世代前のモデルと比較して、当該設備の性能の指標が1年あたり1%以上向上していること

B類型「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち以下の要件を満たすもの。

- **投資利益率要件**
設備投資による効果として年平均の投資利益率が15%以上(中小企業者等にあっては5%以上)となることが見込まれることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載されている設備で、その事業者にとって投資目的を達成するために必要不可欠なもの。

※設備取得までに経済産業局による投資計画の確認が必要です。

お問い合わせ先 / どんなことでもお気軽に 近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 06-6966-6065まで